

参議院議院運営委員会會議録第二十八号

昭和三十三年四月二十一日(月曜日)午前十時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 安井 謙君
理事 齋藤 昇君
齋藤 廣君
小酒井 義男君
小林 孝平君

委員

江藤 智君
大沢 雄一君
柴田 榮君
田中 茂雄君
前田 佳都男君
阿部 竹松君
北村 暢君
柴谷 要君
光村 甚助君
横川 正市君
杉山 昌作君

事務局側

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

参事(事務次長) 河野 義克君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君
参事(記録部長) 渡辺 猛君
参事(警務部長) 岸田 実君
参事(庶務部長) 佐藤 忠雄君
参事(庶務部長) 小沢 俊郎君
法制局長 齋藤 朗郎君

本日の会議に付した案件
○原水爆の禁止に関する決議書の委員
会審査省略要求の件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律等の一部を改正する法律
案(衆議院提出)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支
給規程の一部改正に関する件

○国会における各会派に対する立法事
務費の交付に関する規程の一部改正
に関する件

○国会議員の秘書の給料等支給規程の
一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一
部改正に関する件

○委員長(安井謙君) 議院運営委員会
を開きます。

決議書の委員会審査省略要求の取扱
いに関する件を議題に供します。

事務局長(河野義克君) 原水爆の禁
止に関する決議案が決議せられまし
て、決議者全体から、委員会審査省略
の要求が提出されておりますので、委
員会審査省略要求に關してお諮り願
いたいと思ひます。

議長者は、各会派にまたがって、寺
本廣作君外十七名の決議ということ
になっております。

○委員長(安井謙君) 本決議書の委員
会審査を省略することに御異議ござ
いませんか。

○委員長(安井謙君) 御異議ないと認
め、さよう決定いたします。

暫時、休憩いたします。

午前十一時三十分開会

○委員長(安井謙君) 委員会を再開
いたします。

○事務局長(河野義克君) ただいま議
題となりました国会議員の歳費、旅費
及び手当等に関する法律等の一部を改
正する法律案は、衆議院議院運営委員
会の提出にかかるとの承を承り、本
委員会庶務関係小委員会の了承を経
たものであります。便宜、私から御
説明申し上げます。

本案は、国会議員の歳費、旅費及び
手当等に関する法律、国会における各
会派に対する立法事務費の交付に関す
る規程及び国会議員の歳費、旅費及び
手当等支給規程の改正を含むものであ
りますが、まず第一に、国会議員の歳
費、旅費及び手当等に関する法律の一
部改正の面におきましては、第一条の
改正として、今回特別職の議員の給与
が改正されますので、この関連もあり
まして、議員の歳費を改正しようとし
るものであります。

すなわち議長、副議長、議員の歳費月
額は國務大臣の俸給月額と同額に、議
員の歳費月額は政務次官の俸給月額と
同額に、それぞれ改正しようとするも
のであります。

同額に、それぞれ改正しようとするも
のであります。

第十一條は、第一条の改正に伴いま
して、議長、副議長、議員が受ける期
末手当の額の算出基準を特別職の議員
のそれと同率とするよう改正しよう
とするものであります。

第十二條は、議長、副議長、議員が
公務上死亡した場合は、従来支給され
ている歳費一カ年分に相当する弔慰金
のほか、歳費月額三分に相当する
特別弔慰金をその遺族に支給するよう
改正しようとするものであります。

以上、国会議員の歳費、旅費及び手
当等に関する法律の改正案であります
が、今回の改正案が成立いたしますと
ば、今後特別職の議員の給与が改正さ
れた場合、国会議員の歳費、期末手
当の額は、自動的に改正されることにな
るわけであります。

第二は、国会における各会派に対す
る立法事務費の交付に関する法律の一
部改正の点でございます。各会派に交
付する立法事務費の額を改正する必要
があるもので、現在各会派に交付してい
る議員一人につき月額一万円を、月額
二万円に改めようとするものでありま
す。

第三は国会議員の秘書の給料等に関
する法律の一部を改正する面ございま
す。その第一点は、議員秘書の給料
は、現在二万三千三百円でありまして、
これは昨年四月、一般職の議員の給与
改正の際改正されたものであります
が、なお一般職の議員の給与と不均衡

の点がありますので、これを是正する
ために月額二万三千三百円に改訂しよ
うとするものであります。

第二点は、議員秘書の滞在雑費は、
現在月額二百円の割合で、国会開会中
支給されておりますが、これが月額を三
百円に増額しようとするものでありま
す。

最後に、議員秘書の期末手当は、六
月十五日または十二月十五日に在職す
る者に支給されることに規定されてあ
りますが、議員の任期が満限に達し、
または衆議院が解散された場合は、そ
の満限に達した日または解散の日現在
職する議員秘書は、六月十六日または
十二月十六日からそれぞれ満限に達し
た日、または解散の日までの期間にお
ける在職期間に於いて、所定の割合に
よる期末手当を受けることに改めよう
とするものであります。ただし議員の
任期満了による選挙が、任期の終る前
に行われたとき、引き続き議員秘書
として在職する者に支給する期末手
当の額は、前項の規定によつて支給さ
れた額を差し引くこと、及び任期満了前
に選挙が行われ、引き続き議員の秘
書として在職する場合を除いて、ふた
たび議員の秘書となった者の期末手
当支給の期間計算は、第一項に規定する
在職期間は算入しないこととしたので
あります。

本案の内容は、以上の通りでござい
ます。

○委員長(安井謙君) 質疑を願いま
す。

別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安井謙君) 全会一致であります。よって本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、前例により委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(安井謙君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それから委員会の報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますので、順次、御署名を願います。

多数意見者署名

佐野 廣	小酒井義男
小林 孝平	江藤 智
大沢 雄一	田中 茂穂
前田佳都男	阿部 竹松
北村 暢	柴谷 要
光村 茂助	横川 正市
杉山 昌作	

○委員長(安井謙君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案。国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する

規程の一部を改正する規程案。国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を改正する規程案。

以上、三件を一括して議題といたします。事務総長より説明を求めます。

○事務総長(河野義克君) ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案外二案について御説明申し上げます。

まず第一に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案でありますが、今回国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律が改正されて、議長、副議長、議員が公務中死亡した場合に、特別弔慰金を支給することになりましたので、これが支給される遺族の順位を弔慰金と同順位とするために、第十六条を改正しようとするものであります。

第二に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する規程の一部を改正する規程案について御説明申し上げます。

各会派に交付する立法事務費は、現行規程により、毎月二十日現在の各会派の所属議員数によって交付することになっておりますが、交付日である二十日以前に衆議院の解散もしくは議員の任期満限に達した場合は、交付することができないので、こうした場合も交付することできるように、交付日を月の初めとし、また交付された翌月に衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙のあった場合、議院運営委員会での各会派の認定を経て、その選挙のあった月に改め、さらに参議院議員の通常選挙の場合、非改選の半数議員の各会派に対する立法事務費の交付日は、本院議長の指定する日とすることとしたのであります。

最後に、国会議員の秘書の給料等支給規程の改正について、御説明申し上げます。

国会議員の秘書の期末手当は六月十五日、または十二月十五日に支給されることに規定されておりますが、議員の任期満限、または衆議院が解散された場合支給される期末手当、または勤勉手当は、議員の任期満限の日、または衆議院の解散の日から七日以内に支給するよう改めようとするものであります。

以上の通りであります。何とぞ御承認下さいませよう。お願い申し上げます。

○委員長(安井謙君) 別に御発言もなければ、三件をただいま説明の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(安井謙君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(安井謙君) 次に、国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案を事務総長より説明を求めます。

○事務総長(河野義克君) ただいま議題になりました国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案を御説明申し上げます。

今回の国会議員の給与等に関する規程の改正案の内容は、大要次の通りでございます。

第一は、一般職の給与に関する法律の改正になりまして、政府職員の例により通勤手当を支給することにした点でございます。

第二は、特別職の職員に就する法律等の改正になりまして、特別給料表のうち国立国会図書館長、事務総長及び法制局長の給料月額を、それぞれ十一万円、十万五千元、十万円に改めようとするものでございます。

第三に、ただいま申し上げました特別給料表の改訂に伴いまして、従来事務総長、法制局長及び国立国会図書館長に就し支給されることになっておりました特別手当及び差額手当を廃止いたす点でございます。

第四は、従来一般の職員と同じ率で支給されておりました国立国会図書館長、事務総長及び法制局長の暫定手当の額を、特別職の職員の例にならう、両院議長が協議して定めることに改めようとするものでございます。

本規程案の内容は、大体以上の通りでございますが、この規程は、本年四月一日から適用いたしますことになっております。

何とぞ御承認あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(安井謙君) 別に御発言もなければ、本件は、ただいま説明の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(安井謙君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(安井謙君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

午前十一時四十一分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆) (予備審査のための付託は四月十日)